第４章　青年期以降

１．青年期以降の支援　～　義務教育終了後の相談・支援について　～

高等学校や大学等においては、進学や就労などその後の社会参加にむけた支援が必要となりますが、小中学校の特別支援教育体制に比べると遅れており、全体としては十分とは言えません。しかし、発達障害への対応に取り組んでいる私立学校もありますので、詳しいことは、各学校に直接お問い合わせください。

また、青年期以降のニーズや課題は非常に多様であり、社会生活上の不適応状況、家庭環境や家族関係に関する悩みなど、相談のきっかけは様々です。教育・就労・疾病などに関する相談を通して発達障害に、はじめて気づかれることも少なくありません。

（１）相　談

① 区の窓口

発達障害相談センター

江戸川区にお住まいの知的障害を伴わない発達障害(またはその疑い)のある方とそのご家族及び支援者を対象としています。

◆発達障害に関する相談（18 歳以上）

家族関係や日常生活に関する悩みやお問い合わせに応じ、医療機関や就労等の相談機関の情報提供や制度の紹介等を行います。なお、診断や検査は実施しておりません。

発達障害相談センター　　11 ページ参照

障害相談第一係・障害相談第二係

知的障害を伴う方を対象に、愛の手帳の申請相談や福祉サービス利用の手続きを行うほか、教育・就労・通所に関する相談、日常生活に関する相談に応じます。

障害者福祉課　障害相談第一係　電話：5662-0052　　本庁舎２階１番窓口
　　障害相談第二係　電話：5662-0053　　本庁舎２階１番窓口

障害者福祉課認定係

愛の手帳・精神保健福祉手帳・身体障害者手帳の申請受付を行います。

障害者福祉課認定係　本庁舎２階１番窓口
　　愛の手帳担当　電話：03-5662-0131
　　（※18 歳以上の方は、再交付申請・記載事項変更申請のみ。
　　その他の申請は、東京都心身障害者福祉センターへ（P52 参照））
　　精神保健福祉手帳担当　電話：03-5661-2465
　　身体障害者手帳担当　電話：03-5662-1288

健康サポートセンター

自立支援医療(精神通院)や精神保健福祉手帳の申請受付を行うほか、知的障害を伴わない発達障害のある方を対象に精神保健やこころの健康に関する相談に応じます。

各健康サポートセンター　　５・６ページ参照

障害者就労支援センター

障害者が安心して働き続けることができるよう就労面と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。　　障害者就労支援センター　48 ページ参照

② 地域活動支援センター（Ⅰ型）

地域活動支援センターは、心身に障害がある方が、住み慣れた地域において可能な限り自らの意思でその人らしく自立した生活ができるよう、社会交流の促進、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会的孤立を防いでいくことを目的としています。

Ⅰ型は、精神保健福祉士等の専門職が面接や電話・訪問等で、障害のある方やそのご家族などの様々な相談に応じ、より豊かな地域生活を送れるよう、一人ひとりに合わせたサポートを行います。

事業内容

１．相談支援
日常生活で困っていることについて、電話や面談にて相談ができます。

２．生活支援
食事作り、買い物、各種制度の利用、必要に応じ情報提供や同行等、様々な形で地域生活をサポートします。

３．地域交流
友達を作りたい、のんびりと過ごしたいという方に、気軽に利用できる交流スペースを開放しています。その中で、パソコン教室や食事会その他各種プログラムを実施しています。

利用料

施設使用料　１日 100 円（プログラムによっては実費負担がかかる場合があります。）
相談のみは無料。
※それぞれの施設によって、プログラムが違いますので、ご利用の際は各施設にお問い合わせください。　　※49 ページの掲載もご参照ください。

施設名	住　所	電　話
地域活動・相談支援センターかさい	〒134-0087　清新町 2-7-20 地域活動・相談支援センターかさい 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5679-6445
地域活動支援センターえどがわ	〒132-0031　松島 3-46-10 かとりｺｰﾎﾟ 101 地域活動支援センターえどがわ 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5879-0708
地域活動支援センターはるえ野	〒132-0003　春江町 2-41-8 地域活動支援センター はるえ野 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	5664-6070

地域活動支援センター こまつがわ	〒132-0034 小松川２-９小松川二丁目第３アパート１階 地域活動支援センターこまつがわ \| 社会福祉法人 ひらいルミナル (hirai-luminal.or.jp)	5858-6421
地域活動支援センター さんかく	〒134-0083　中葛西２－８－３　２Ｆ 地域活動支援センターさんかく 江戸川区ホームページ (city.edogawa.tokyo.jp)	6808-5001
地域活動支援センター こいわ	〒133-0056 南小岩７－１９－７　ＭＡＣＯビル２Ｆ 地域活動支援センターこいわ 江戸川区ホームページ （city.edogawa.tokyo.jp）	5655-9100

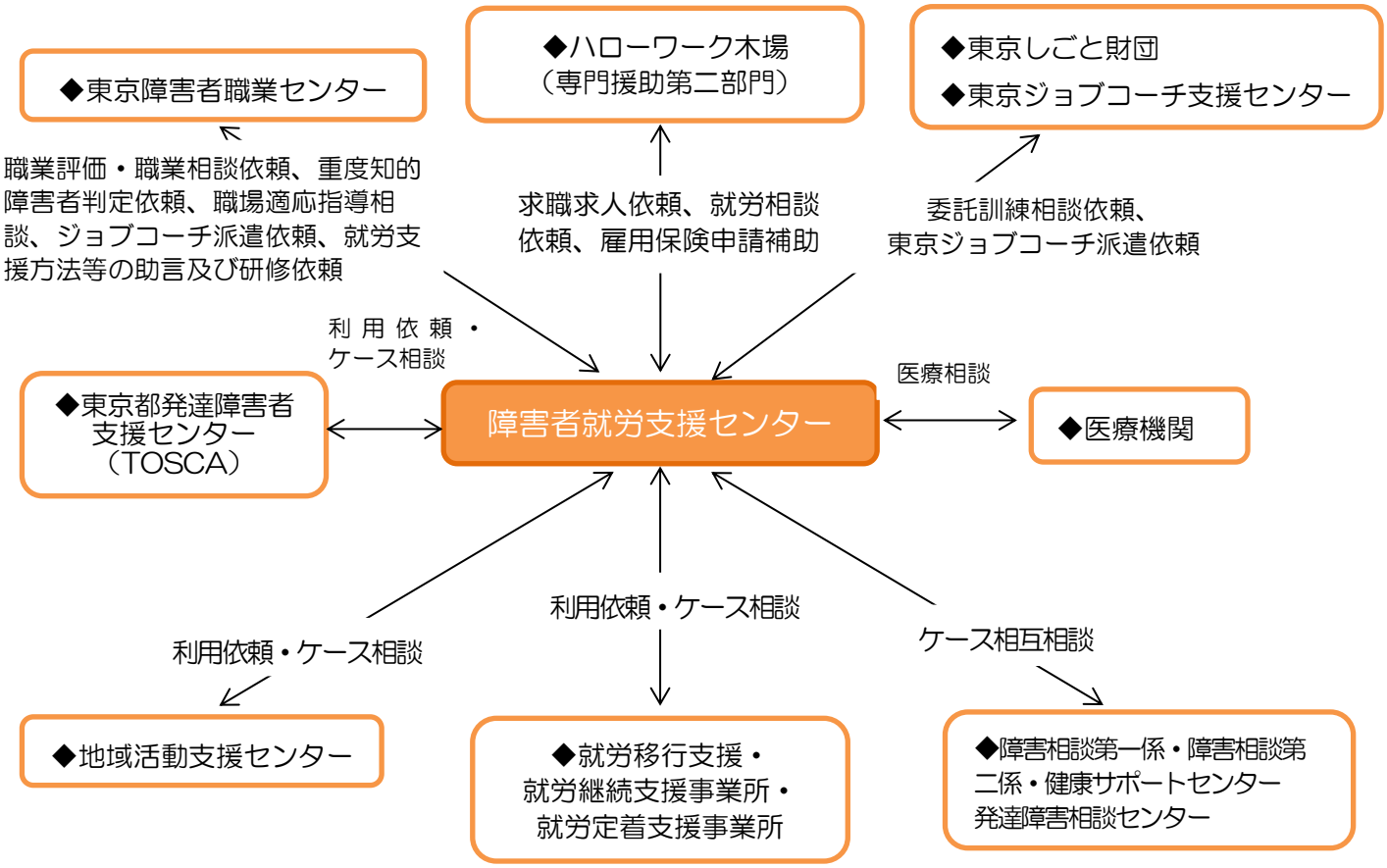
（２）就労支援

① 障害者就労支援センター

江戸川区における障害がある方への就労支援については、障害者就労支援センターが中心になって相談を受け付けています。

発達障害の方についても、障害者手帳の有無に関わらず様々な相談に応じています。障害者就労支援センターで他機関とも連携をしながら、就労支援を行っています。

連携している他機関及び連携内容



住　　所	〒133-0052　江戸川区東小岩6-15-2		
電　　話	5622-6050	F　A　X	6801-7043
利用日時	月～金　8：30～20：00、土　8：30～17：00　（日・祝日・年末年始を除く）		
ホームページ	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kenkofukushi/fukushi/shogaishashuro.html		
対　象　者	企業等への一般就労を希望する障害者		

②地域活動支援センター

[精神障害者就労支援事業]（区委託事業）

「「地域活動支援センターえどがわ」、「地域活動支援センターこまつがわ」及び「地域活動・相談支援センターかさい」「地域活動支援センターさんかく」、「地域活動支援センターこいわ」で実施しています。

目的

就労を希望する精神障害者に対して、個々のニーズに応じながら関係機関と連携し、継続的にサポートします。

対象

江戸川区にお住まいの、就労についての相談や支援を必要とする精神障害のある方（１８歳以上）

内容

就労支援コーディネーターが、以下のような支援を行います。

１．各種就労相談（面談、電話、訪問）
２．ハローワーク、医療機関、就職面接などに同行
３．書類作成等の求職活動への支援
４．就労先や就労訓練先への訪問
５．就労を継続するために必要な生活支援
６．心理面への相談支援

※区委託事業は、年度により変更する可能性がありますので、ご注意ください。
※この事業の利用を希望する方は、利用者登録が必要です。
まずは各地域活動支援センターにお問い合わせください。

地域活動支援センター　　46 ページ　参照

２．障害者総合支援法の障害福祉サービス

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用までのプロセスが異なります。

詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

サービス利用時の問い合わせ先

知的障害を伴う場合は「知的障害者（児）」として、知的障害を伴わない場合は「精神障害者（児）」として手帳の有無にかかわらず、医師の診断等によりサービスの対象になります。

［担当］

知的障害者（児）、精神障害者（児）

- 福祉部障害者福祉課　障害相談第一係　電話　5662-0052（区役所本庁舎２階１番窓口）
 障害相談第二係　電話　5662-0053（区役所本庁舎２階１番窓口）
- 各健康サポートセンター　　５ページ参照

［福祉サービスに係る給付等の体系］

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	★	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	★
	重度訪問介護			就労選択支援	★
	同行援護			就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型＝非雇用型）	★
	行動援護	★			
	重度障害者等包括支援			就労定着支援	★
	短期入所（ショートステイ）	★		自立生活援助	★
	療養介護			共同生活援助（グループホーム）	★
	生活介護		地域生活支援事業	移動支援	★
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	★		地域活動支援センター	★
				福祉ホーム	

★発達障害者の利用が想定されるサービス

［福祉サービス利用までの流れ］

◆ 障害福祉サービスの利用までの流れを、おおまかに示します。

① サービス利用を希望される方は、担当窓口に申請し、日程調整のうえ障害支援区分等についての調査を受けます。

② 区は、認定調査を実施します。介護給付及び訓練等給付(グループホームに限る)を利用する方については、一次判定、二次判定(認定審査会)を経て、障害支援区分を決定します。また、訓練等給付(グループホームを除く)及び地域生活支援事業を利用する方については、その必要度を判断します。

③ 区は、申請者(利用者)に、計画相談支援事業者が作成した「サービス等利用計画案」の提出を求めます。なお、自己作成（セルフプラン）することもできます。自己作成を希望する場合は、各担当窓口にご相談ください。

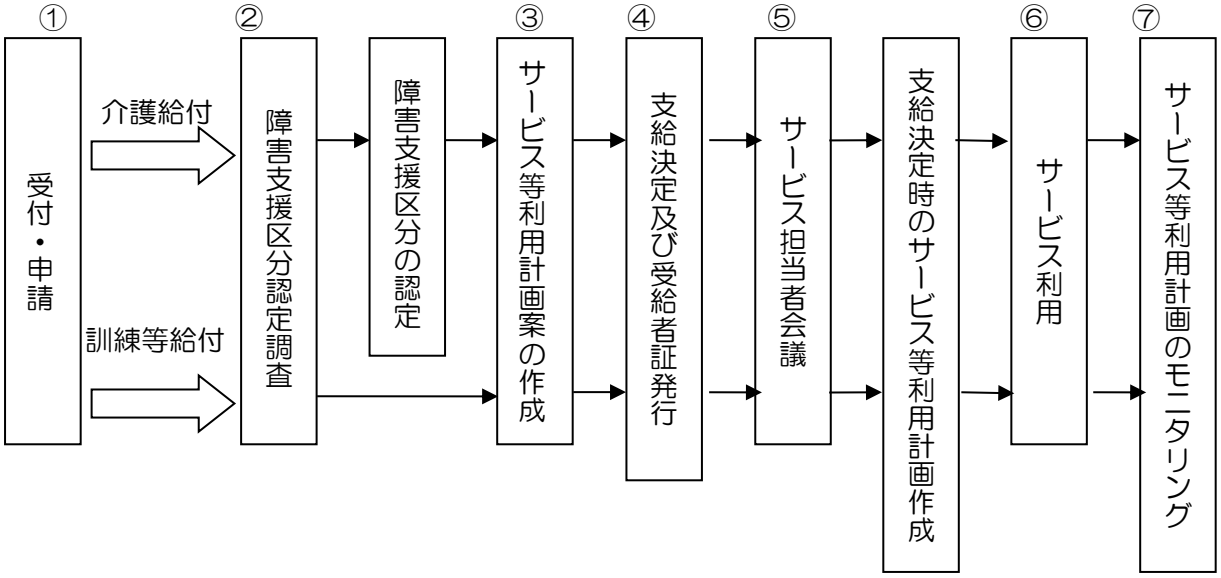
④ 区は、提出された計画案や調査の結果など、勘案すべき事項を踏まえて、支給決定し、受給者証を交付します。

⑤ 計画相談支援事業者は、サービス担当者会議を開催しサービス提供事業者との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。

⑥ ⑤の利用計画に即したサービスを受給します。

⑦ 計画相談支援事業者は、一定期間ごとに計画のモニタリングを行います。

※計画相談支援事業者については、各担当窓口にお尋ねください。



＊障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す６段階の区分です。

（区分１～６：区分６の方が、必要度が高い）

◆費用

利用にあたっては、利用に要する費用の１割を利用者に自己負担していただきます。ただし、利用者負担額には上限額があり、住民税の課税状況によって利用者ごとに異なります。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する実費費用が発生する場合もあります。

３．各種申請手続きについて

（１）愛の手帳（療育手帳）申請手続きについて

愛の手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所（東京都心身障害者福祉センター）において知的障害者であると判定された方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。なお、障害の程度は判定により１度から４度に区分されます。また、国の制度として療育手帳があり、愛の手帳はこの療育手帳の適用を受けます。

愛の手帳を取得・更新するには、18歳未満の方は江戸川区福祉部障害者福祉課認定係、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターでの判定が必要になります。

〇18歳未満の方の愛の手帳（療育手帳）申請については以下のHPをご参照ください。

愛の手帳（療育手帳）　江戸川区ホームページ ⇒

〇18歳以上の方の愛の手帳（療育手帳）の申請については東京都心身障害者福祉センターのHPをご参照ください。

愛の手帳の判定予約について | 東京都心身障害者福祉センター | 東京都福祉局 ⇒

[愛の手帳（療育手帳）申請窓口]

【18歳未満の方】　江戸川区福祉部障害者福祉課認定係　電話：03-5662-0131

【18歳以上の方】　東京都心身障害者福祉センター　　電話：03-3235-2961

新宿区神楽河岸１丁目１番東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階

（２）精神障害者保健福祉手帳の手続きについて

精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。ただし、精神障害に係る診断書の作成は、初診日から６か月経過している必要があります。知的障害は対象外です。

〇有効期限

２年です。２年ごとに申請し、障害の状態を再認定して更新できます。更新申請は、有効期間満了日の３ヶ月前から出来ますので、お早めに手続きをして下さい。

〇等級

１級から３級まであります。非該当となった場合は、不承認通知書を交付します。

〇手帳を交付された場合のメリット

都営交通乗車証の発行、都内路線バスの割引のほか、等級により税金の減額・免除等があります。

〇手続きの方法

各健康サポートセンターまたは障害者福祉課認定係へ必要書類を提出してください。

〇申請については以下のHPをご参照ください。

精神障害者保健福祉手帳　江戸川区ホームページ ⇒